# 少年非行等の概況(令和4年中)

### 徳島県警察本部 少年女性安全対策課

#### 1 概況

- (1) 徳島県の非行少年(犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年)の総数は94人で前年に比べ10人 (11.9%)増加しました。
- (2) 不良行為で補導した少年は904人で、前年に比べ29人(3.3%)増加しました。

#### 〇非行少年等の検挙・補導状況

区分			_	·	年別	令和3年	令和4年	人	増 員	》 率	或 ( % )
	犯罪少年触法少年	刑法犯少年				60	59		-1		-1.7
韭		特別	法	犯少	〉年	16	13		-3		-18. 8
非行		触法少	年	(刑	法)	8	19		11		137. 5
少		触法少	年	(特別	法)	0	3		3		_
年	ぐ	犯	1	ſγ	年	0	0		0		_
	合				計	84	94		10		11.9
不	良	行	為	少	年	875	904		29		3. 3

#### 2 刑法犯少年と触法少年(刑法)の特徴

#### (1) 刑法犯少年

刑法犯で検挙した少年は59人であり、前年に比べ1人(1.7%)減少しました。

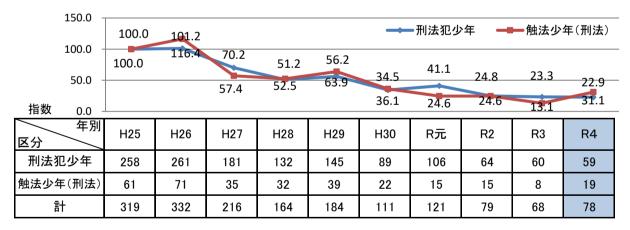
成人を含めた刑法犯検挙人員636人に占める少年の割合は9.3%で、前年の8.5%より0.8ポイント増加しました。

刑法犯少年を包括罪種別にみると窃盗犯が25人で最も多く、全体の42.4%を占めています。 学職別では、高校生が29人と最も多く全体の49.2%を占め、次いで中学生が10人で全体の 16.9%を占めています。

#### (2) 触法少年(刑法)

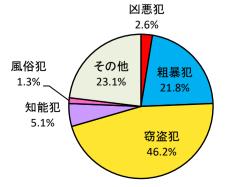
14歳未満で刑法に触れる行為で補導した少年は19人で、前年に比べ11人(137.5%)増加しました。罪種別では窃盗が11人(57.9%)と最も多く、学職別では中学生が17人(89.5%)、小学生が2人(10.5%)となっています。

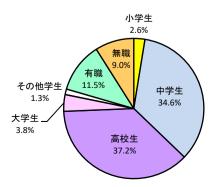
### 〇刑法犯少年と触法少年(刑法)の推移



### ○刑法犯少年及び触法少年(刑法)の包括罪種別・学職別状況

《包括罪種別》 《学職別》





#### 3 特別法犯少年と触法少年(特別法)の特徴

(1) 特別法犯少年

令和4年中、特別法犯で検挙した少年は13人であり、前年に比べ3人(18.8%)減少しました。

法令別では、徳島県迷惑行為防止条例違反が6人で最も多く、全体の46.2%を占めています。

(2) 触法少年(特別法)

14歳未満で特別法犯の罪に触れる行為で補導した少年は3人であり、前年に比べ3人増加しました。

### ○特別法犯少年と触法少年(特別法)の検挙・補導状況

年別	会和	3年	令和	4 年		増	増 減				
	ተነ ተከ	3 +	ተነ ተከ	4+	人	員	率 (%)				
	特別法犯	触法少年	特別法犯	触法少年	特別法犯	触法少年	特別法犯	触法少年			
区分	少年	(特別法)	少年	(特別法)	少年	(特別法)	少年	(特別法)			
軽犯罪法	2		1	1	-1	1	-50. 0	_			
迷惑防止条例	4		6		2	0	50. 0	_			
児童買春・児童ポルノ禁止法	2			2	-2	2	-100.0	_			
県青少年健全育成条例	1		1		0	0	0.0	_			
銃刀法			1		1	0	_	_			
大麻取締法			3		3	0	_	_			
不正アクセス禁止法	2				-2	0	-100. 0	_			
その他	5		1		-4	0	-80. 0	_			
計	16		13	3	-3	3	-18.8	_			

### 4 ぐ犯少年

令和4年中のぐ犯少年はおらず、前年と同数でした。

### 5 福祉犯罪の検挙状況

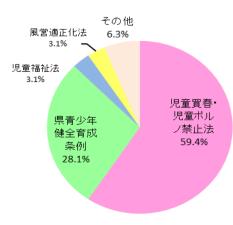
少年の福祉を害する犯罪の検挙は32件22人で、前年に比べ検挙件数は7件(17.9%)減少し、検挙人員は6人(37.5%)増加しました。

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が19件と最も多く、全体の59.4%を占め、次いで、徳島県青少年健全育成条例違反が9件で28.1%を占めています。

### ○福祉犯罪の適用法令別推移

	区分》	/年別		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R 4
検	_ 挙	件	数	36	41	44	40	63	52	93	36	39	32
	児	童福祉法	:		1	2	2	1	1	1	2		1
	児童買春	・児童ポルノ	12	20	24	19	25	23	50	16	25	19	
	職	業安定法	<u> </u>										
	労	働基準法				1	2	2					
	未成年	者喫煙禁	止法	10	6		7	15	4	3	2		
	風営適正化法			2		3	2	2	6	1		1	1
	県青少	年健全育成	条例	11	14	15	4	15	16	36	16	13	9
		その他		1			5	3		2			2
検	挙	人	員	33	24	38	32	47	34	34	22	16	22
被	害	少	年	27	23	27	32	51	32	49	23	32	18

### ○福祉犯罪の適用法令別検挙状況



#### 6 不良行為少年の状況

令和4年中に街頭補導活動などで補導した不良行為少年は、904人で前年に比べ29人(3.3%)の増加となっています。

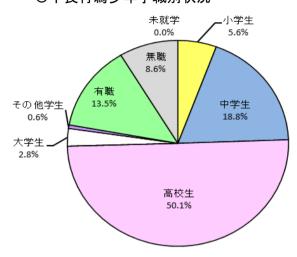
行為別にみると、深夜はいかいが344人(38.1%)と最も多く、次いで喫煙が251人(27.8%)の順となっています。

学職別では、高校生が453人(50.1%)、次いで中学生が170人(18.8%)、有職少年が122人(13.5%)の順となっています。

### 〇不良行為少年行為別状況

# 

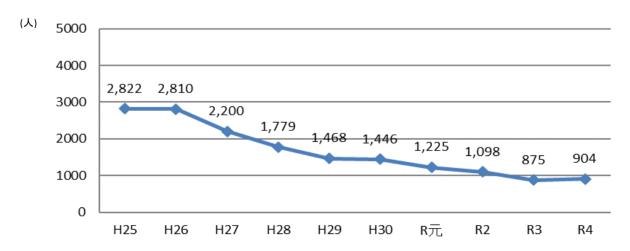
# 〇不良行為少年学職別状況



#### 〇不良行為少年行為別,学職別状況

学	職別/行為別	飲酒	喫煙	薬物乱用	粗暴行為	金品 不正要求	金品 持ち出し	性的 いたずら	暴走行為	家出	無断外泊	深夜 はいかい	怠学	不健全 性的行為	不良交友	不健全 娯楽	総数
不	良行為少年	33	251	1	115	5	59	5	17	9	6	344	6	14	35	4	904
	未就学																0
	小学生		1		17		22	1		2		3	3			2	51
	中学生	5	21		53	2	20	3	3	3	6	40	3	3	6	2	170
	高校生	10	130	1	31	2	10	1	10	3		224		10	21		453
	大学生	12	9				3								1		25
	その他学生		4									1					5
	有職	5	51		6				3	1		49		1	6	·	122
	無職	1	35		8	1	4		1			27	·		1	·	78

### ○不良行為少年の推移



# 用語の説明

# 非 行 少 年 等

### 犯罪少年(少年法第3条第1項第1号)

14歳以上20歳未満で罪を犯した 少年

# 刑法犯少年

刑法に規定する罪を犯した犯罪少年(交通関係を除く)

### 特別法犯少年

刑法に規定する罪以外の罪を犯し た犯罪少年(交通関係を除く)

# 触法少年(刑法)

刑法に規定する罪に触れる行為を した少年

# 非行少年(少年警察活動規則第2条第6号)

犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年

### 触法少年(少年法第3条第1項第2号)

14歳に満たないで、刑罰法令に触 れる行為をした少年

# 触法少年(特別法)

刑法に規定する罪以外の罪に触れる行為をした少年

### **ぐ犯少年**(少年法第3条第1項第3号)

ぐ犯事由の一つ以上に該当し、かつ、その性格又は環境に照らし、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の少年

犯事由

- ・保護者の正当な監督に服しない性癖のあること
- ・正当な理由がなく家庭に寄り附かないこと
- ・犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入りすること
- ・自己又は他人の特性を害する行為をする性癖のあること

# 不良行為少年 (少年警察活動規則第2条第7号)

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為(不良行為)をしている少年